滝川市強靭化計画

(国土強靭化地域計画)

令和2年(2020年)6月 北海道滝川市

令和7年(2025年)10月 第8回改訂

目 次

第1	章 はじめに
1	計画の策定趣旨2
2	計画の位置付け3
3	地域防災計画と国土強靭化地域計画3
4	計画の推進期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第2	2章 滝川市強靱化の基本的考え方
1	78771715 7 19775 - 2 7 11 7 18253
2	滝川市強靱化の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	3章 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログラム
1	脆弱性評価の考え方7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定8
3	評価の実施手順9
4	施策プログラム及び推進事業の設定
5	評価結果及び強靭化のための施策プログラム・・・・・・・・・・・・12
第4	1章 計画の推進管理
1	

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から 5 年が経過した 2019 年 12 月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015 年 3 月に策定(2020 年 3 月 改定)するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、滝川市においても、東日本大震災や 2016 年の豪雨災害、2018 年の北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取り組みを強化してきたところである。

滝川市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、 今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、滝川市の持続的な 成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める 上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、 これまでの取り組みを更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、滝川市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滝川市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、滝川市の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

なお、上記位置づけにあたり、これまで各分野別に推進してきた国土強靭化に 関係する取り組みを総合的に整理する性質も持つ計画である。

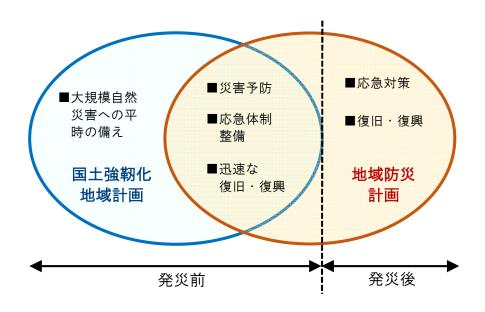


3 地域防災計画と国土強靭化地域計画

本市においては既に「滝川市地域防災計画」を策定している。地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。

これに対して国土強靭化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となるものである。

両計画は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めている。



4 計画の推進期間

本計画については、「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

第2章 滝川市強靱化の基本的考え方

1 滝川市の概況と災害の記録

(1) 地勢及び位置

滝川市は北海道のほぼ中央にあって、東端は東経 142°05'09"、西端は東経 141°52'40"、南端は北緯 43°31'57"、北端は北緯 43°40'22"に位置しており、空知川と石狩川の合流点で両河川にはさまれた地勢にあり、面積は 115.90 km である。地形的には石狩川と空知川によって発達した沖積平野と河岸段丘及び丘陵地帯から成り立っている。

(2) 気象

滝川市の気候は、夏季に30度以上、冬季には氷点下20度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。年間降水量も比較的多く、1,000mm~1,300mm内外で雨の多い月は台風の影響を受ける7~9月ごろである。冬期間の降雪量は、年によっては年間10m以上を記録している状況にあり豪雪地帯となっている。年間日照時間は、約1,600時間程度で、70%以上を4月から10月までの半年間において占め、冬期間の日照時間は少ない。風向きは、西風又は南西の風が多い。季節的には冬期間は北風、夏期間は南風となっており、月平均の風速は4月、5月が最も強く、3.3m前後であり、他の月は1~2m前後である。4、5月は温帯性低気圧による非常に乾燥した風が南西方面から吹く。湿度は、春の雪解けから初夏にかけて低く冬期間に高い。

(3) 災害の記録

滝川市の災害は、空知川と石狩川の両大河川の合流点にあるため、古くから幾 多の大水害が記録され、災害の多くが水害で占められており、その他、近年では 地震、雪害等が挙げられる。

【近年の主な自然災害】

《水害》2016年8月北海道豪雨

- ・台風第 11 号・第9号の影響による大雨
- ・被害は床上下浸水 5 戸、田畑の被害 25.6ha、道路・公園・文教施設の被害 8 か所 等

《地震》2018年北海道胆振東部地震

- ・地震発災後の大規模停電により、市民活動や企業活動に多大な影響が出た
- ・避難所開設3か所(延べ避難者数90人)、配食4か所、自衛隊派遣(炊出し支援、入浴支援)等を実施

《雪害》2018 年豪雪

- ·最高積雪 162cm (2月14日)
- ・被害は一部損壊住家等 21 戸、非住宅全半壊 7 戸、公園・文教施設の被害 6 か 所 等
- ・市内路線バス部分運休2月13日から19日まで

2 滝川市強靱化の目標

滝川市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、滝川市の重要な社会経済機能を維持することに加え、滝川市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、滝川市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことからも、人口減少への対応や地域活性化など滝川市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、滝川市の持続的成長につながるものでなければならない。

滝川市の強靱化は、こうした見地から、滝川市のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、滝川市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを滝川市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

滝川市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済システムを守る
- (2) 国・北海道の強靱化への貢献と、道内他市町村との連携を推進する
- (3) 滝川市の持続的成長を促進する

第3章 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログラムの設定

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

滝川市としても、本計画に掲げる滝川市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

リスクシナリオ 「起きてはならない 最悪の事態」の設定 【脆弱性評価】 事態回避に向けた 現行施策の対応力

について分析・評価

推進すべき施策プログラムの設定及び推進事業の設定

【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に滝川市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、滝川市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、滝川市内の大規模自然災害 に加え、滝川市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた滝川市の 対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など滝川市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、滝川市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19 の「起きてはならない最悪の事態」】

	カテゴリー	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
		1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
1	人命の保護	1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に 伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
		2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
2	 救助・救急活 動等の迅速な	2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
2	実施や避難生 活環境の確保	2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確 保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下よる治安の悪化、社会の混乱
		4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
4	経済活動の機	4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
	能維持	4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
	情報通信網や	5-1 通信インフラの障害等による情報収集伝達の不備・途絶
_	電力等ライフ	5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
5	ライン、交通 ネットワーク	5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	の確保	5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる 孤立地域等の同時発生
	迅速な復旧・	6-1 地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による 復旧・復興の大幅な遅れ
6	復興等	6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ^{※1}を収集し、参考指標として活用した。

4 施策プログラム及び推進事業の設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、滝川市における強靱化施策の取り組み方針を示す「滝川市強靱化のための施策プログラム」を設定する。

施策プログラムは、施設の老朽化対策や耐震化等の「ハード対策」と、情報・ 訓練・防災教育等の「ソフト対策」を適切に組み合わせたものとする。

また、施策プログラムの推進に必要な各事業を推進事業として設定し、必要に応じて個別の箇所・地区等について整理することとする。推進事業は計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ見直しや新たな設定を行う。

なお、本計画に掲載する推進事業及び目標値^{※1} については、推進のための財源 措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多 くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策 推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置 づける。

特に、市主体の推進事業については、本計画の推進期間を概ね5年としているところであるが、厳しい財政状況等を踏まえ、中長期的な目標として設定する。

^{※1 13}ページ以降の施策プログラム中の指標における「現状値」「目標値」は、施策に関する各種分野別計画等での設定値や直近での測定値等、指標によって設定時期は様々であり、あくまで目安として示すもの。本計画期間で達成を目指すものではない。

【強靭化のための施策プログラム】

	【強靭化のための施策プログラム】				
カテゴリー 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策プログラム		
		1-1 地震等による建築物等の大 規模倒壊や火災に伴う多数の死	1-1-1 住宅・建築物等の耐震化		
			1-1-2 建築物等の老朽化対策		
		傷者の発生	1-1-3 緊急輸送道路等の整備		
		1-2 土砂災害による多数の死傷 者の発生	1-2-1 警戒避難体制の整備		
1	人命の 保護	1-3 突発的又は広域的な洪水や ため池の損壊、防災インフラの機	1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成		
		能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の	1-3-2 河川改修等の治水対策		
		発生	1-3-3 ため池の防災対策		
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通 途絶等に伴う多数の死傷者の発	1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化		
		生	1-4-2 除排雪体制の確保		
		2-1 消防、警察、自衛隊等の被災・ 等による救助・救急活動の停滞	2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の整備		
			2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充		
			2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の 整備		
			2-1-4 消防団活動の促進		
	救助·	放急活 療・福祉機能等の麻痺、大規模な 動等の 自然災害と感染症との同時発生 1 引速な 1	2-2-1 被災時の医療支援体制の強化		
	救急活 動等の		2-2-2 災害時における福祉的支援		
2	迅速な		2-2-3 防疫対策		
	実施や 選集生 2-3 被災地での食料・飲料水・電 2-3-1 物	2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備			
	活環境 の確保	エネルギー供給の長期停止	2-3-2 非常用物資の備蓄推進		
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の 不足等による劣悪な避難生活環 境、不十分な健康管理がもたら	2-4-1 避難場所等の指定・整備		
		す、多数の被災者の健康·心理状態の悪化による災害関連死等の 発生	2-4-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策		
	行政機	3-1 市内外における行政機能の	3-1-1 災害対策本部機能等の強化		
3	行政機 3 能の確 保	大幅な低下よる治安の悪化、社会の混乱	3-1-2 行政の業務継続体制の整備		
		V7/5€ QL	3-1-3 広域応援・受援体制の整備		

t .	テゴリー	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策プログラム		
		4-1 長期的又は広範囲なサプラ イチェーンの寸断や中枢機能の	4-1-1	リスク分散を重視した企業立地等の推進	
			4-1-2	企業の業務継続体制の強化	
		麻痺等による企業活動等の停滞	4-1-3	被災企業等への金融支援	
4	経済活 動の機	4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響	4-2-1	流通拠点の機能強化	
	能維持	4-3 食料の安定供給の停滞に伴	4-3-1	食料生産基盤の整備	
		う、国民生活・社会経済活動への	4-3-2	食料品の販路拡大	
		甚大な影響	4-3-3	生鮮食料品の流通体制の確保	
		4-4 農地・森林や生態系等の被	4-4-1	森林の整備・保全	
		害に伴う土地の荒廃·多面的機能 の低下	4-4-2	農地・農業水利施設等の保全管理	
			5-1-1	関係機関の情報共有化	
			5-1-2	住民等への情報伝達体制の強化	
		記力等 5 イフ 5-2 長期的又は広範囲なエネル 5 イ ギー供給の停止	5-1-3	通信施設等の防災対策	
			5-1-4		
	唐 報通		5–1–5	災害時における高齢者等の情報収集·伝達 支援策	
	信網や		5-1-6	地域防災活動、防災教育の推進	
	電力等		5-2-1	再生可能エネルギーの導入拡大	
	ライフ		5-2-2		
5	ライ		5-2-3	多様なエネルギー資源の活用	
0	ン、交		5-2-4	石油燃料等供給の確保	
	通ネッ トワー	トワ— 5-3 上ト水道施設の長期間にわ	5-3-1	水道施設等の防災対策	
	クの確 保	たる機能停止	5-3-2	下水道施設等の防災対策	
	沐	5-4 地域交通ネットワークの機	5-4-1	交通ネットワークの整備	
		能停止とそれに伴う多数かつ長 期にわたる孤立地域等の同時発	5-4-2	道路施設の防災対策等	
		生	5-4-3	広域的な公共交通の維持	
	迅速な 6 復旧・ 復興等	6-1 地域合意の欠如、災害廃棄 物の処理や仮設住宅の整備等の	6-1-1	災害廃棄物の処理体制の整備	
6		l た) 伝わ		地籍調査の実施	
			6-2-1	災害対応に不可欠な建設業との連携	
		他対的不足で地域コミュニティ の機能低下	6-2-2	行政職員等の活用促進	

5 評価結果及び強靭化のための施策プログラム

1 人命の保護

- 1 人命の保護
- 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1-1-1 住宅・建築物等の耐震化

- (1) 民間住宅・建築物等の耐震化
 - ・住宅の耐震化率は95%の目標に対して83.6%(2023年度)
 - ・多数の者が利用する建築物の耐震化率は87.5%(2023年度)
 - ・木造住宅の無料耐震診断の実施により耐震化を推進
 - ・昭和56年以前に建築された全ての多数の者が利用する建築物について耐震診断、耐震 改修の推進
 - ・「滝川市耐震促進計画(第二期)」における目標である耐震化率 95%の達成に向けた 取り組みの実施
- (2)公共建築物の耐震化
 - ・小学校、中学校、高等学校(滝川西高等学校)の耐震化率は100%
 - ・市営住宅は全ての住棟が耐震性を満たしている。
 - ・公共施設の耐震化率は98.3% (2023年度)
 - ・一部避難所に指定されている公共施設の耐震化不足
- ■危険物の貯蔵等に供する建築物の耐震化が必要である。(7 棟)
- ●通行障害建築物等の耐震化が必要である。(6 棟)
- ●要緊急安全確認大規模建築物の耐震化が必要である。(2 棟)

分野別計画 │ 滝川市耐震促進計画(第二期) 【2018 年度~2027 年度】

1-1-1 住宅・建築物等の耐震化

- (1) 民間住宅・建築物等の耐震化
- ①耐震化を進めやすい環境・体制の構築
 - ・市民や民間事業者が耐震化に関する取り組みを進めるための情報提供を行うととも に、相談窓口を設置する。
 - ・市ホームページや広報等を活用し、地震防災に関する普及啓発の取り組みを進める。
- ②都市の防災機能向上に資する取り組みの推進
 - ・空き家の除却等、古い家屋への対策を並行して進めることにより、都市全体の防災機 能を向上するとともに、耐震化率の向上に努める。
- (2)公共建築物の耐震化
- ①総合的・計画的な耐震化の促進
 - ・「滝川市地域防災計画」、「滝川市公共施設等総合管理計画」、「滝川市耐震促進計画(第二期)」など、市の防災や公共施設等の関連計画と整合した取り組みや公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を促進する。

推進事業	■地震に対する安全性向上に関する意識啓発及び知識の普及推進■空き家等古い家屋の除却■耐震化促進に係る優先度の検討及び関連計画と整合した取り組みの推進■公営住宅等整備事業■住宅・建築物安全ストック形成事業
------	---

	指標名	現状値	目標値	方向性
指標	住宅の耐震化率	83. 6%	95. 0%	7
	多数の者が利用する施設の耐震化率	87. 5%	95. 0%	7

1-1-2 建築物等の老朽化対策

- (1)公共建築物の老朽化対策
 - ・「滝川市公共施設等総合管理計画」(2022年度)による施設の再編と各施設の長寿命化 計画等に基づく適切な維持管理を実施
- (2)特定空家等の対策

分野別計画

- ・倒壊等が著しく進行し、保安上危険な状態にある特定空家等は、第三者に被害を及ぼす おそれがあるため、代執行により除却等を実施している。
- (3) 義務教育施設の老朽化対策
 - ・1960年代から1980年代にかけての人口増加に伴う児童生徒数の増加に合わせて、学校施設を集中整備したため、老朽化が進行しており、適宜、維持管理を行っている。
- ●公共施設の総量や配置の最適化に向けた具体的な再編を行う必要がある。
 - ●特定空家等が今後ますます増加することが見込まれる中、自治体が行う代執行(略式代執行を含む。)による特定空家等の除却等に要した公費負担は、所有者又は相続人へ求償するが、求償先が不存在となる場合や求償先が存在しても履行されない場合もあることから、多額の財政負担が伴うことが懸念され、特定空家等にさせないための対策が必要である。
- i●義務教育施設の総量や配置の最適化に向けた具体的な再編を行う必要がある。

滝川市公共施設等総合管理計画【2022 年度~2031 年度】 滝川市公営住宅等長寿命化計画(第二期)【2018 年度~2027 年度】 滝川市学校施設長寿命化計画【2021 年度~2040 年度】 滝川市空家等対策計画【2022 年度~2026 年度】

1-1-2 建築物等の老朽化対策

- (1)公共建築物の老朽化対策
 - ·「滝川市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針を踏まえて施設ごとに定める個別施設計画に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化等による再編を推進する。

(2)特定空家等の対策

・「滝川市空家等対策計画」(2022年度~2026年度)に基づき、空家等に関わる対策を 一体的に推進する。また、空家等の中でも、特にそのまま放置することによって倒壊等 著しく保安上危険となる特定空家等については、空き家等対策総合支援事業を活用し除 却を行い、安全安心なまちづくりを進める。

(3) 義務教育施設の老朽化対策

・学校施設を総合的な観点で捉え、中長期的な視点から、最適な改修手法を選択すると ともに、改修等に要するコストや維持管理コストの縮減・平準化を図る。

ともに、改修寺に要するコストや維持官埋コストの縮減・平準化を凶る。			
推進事業	 ■公共施設再編事業 「滝川市空家等対策計画」に基づき実施される、特定空家等の除却事業に対する国の補助事業活用(空き家対策総合支援事業、空き家再生等支援事業) ■義務教育施設長寿命化事業(滝川第二小学校、西小学校、江部乙小学校、東小学校、江陵中学校、明苑中学校) ■滝川第一小学校建替事業 ■義務教育施設電灯設備改修事業 ■義務教育施設バリアフリー対策施設整備事業 ■滝川西高等学校空調設備設置事業 		

指標	指標名	現状値	目標值	方向性
	公共施設の総床面積	約35万㎡	_	7
	特定空家等の件数	8件	_	7
	措置済み特定空家等の件数	91 件	_	7

1-1-3 緊急輸送道路等の整備

- (1) 緊急輸送道路等の整備
 - ·国道 12 号事故対策事業の実施(事業継続中) 【国】
 - ·国道 38 号滝川 IC より 800m 以東の 4 車線化の実施【国】
 - ・緊急輸送道路周辺に未整備の都市計画道路が存在
 - ・緊急輸送道路を跨ぐ8橋の点検実施
- 「●緊急輸送道路の計画的な整備を推進する必要がある。
- ●リダンダンシーの観点から、緊急輸送道路周辺の都市計画道路についても整備が急がれる。
- ╏●緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。

分野別計画 │ 滝川市橋梁長寿命化修繕計画【2020 年度~2029 年度】

- 1 人命の保護
- 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1-2-1 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の情報共有、警戒体制の整備
 - ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数

〈土砂災害警戒区域〉
〈土砂災害特別警戒区域〉

急傾斜地崩落危険箇所 7箇所 1急傾斜地崩落危険箇所 5箇所

- ・●土砂災害警戒区域の住民への周知を徹底する必要がある。
- ●関係機関との連携により、危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。

分野別計画 | 滝川市地域防災計画

1-1-3 緊急輸送道路等の整備

- (1) 緊急輸送道路等の整備
 - ・災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、 緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。
 - ・緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する。

■一般国道 12 号事故対策事業【国】

■一般国道38号4車線化事業【国】

推進事業

- ■街路事業(三丁目通の整備)
- ■道路維持事業(道路の維持・補修)【国・道・市】
- ■橋りょう維持事業(橋梁の長寿命化)

施策プログラム

1-2-1 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の情報共有、警戒体制の整備
 - ・土砂災害警戒区域の住民に対する土砂災害ハザードマップによる周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
 - ・土砂災害による被害の発生に備え、関係機関と連携しながら危険箇所の土砂災害対策 を推進する。

推進事業

- ■防災対策事業(土砂災害警戒区域の情報共有)
- ■防災対策事業(土砂災害に対する警戒体制の整備)

- 1 人命の保護
- 1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成

- (1) 洪水・内水ハザードマップの作成
 - ・中小河川洪水ハザードマップの作成と全戸配布
- ! ●洪水ハザードマップの市民への周知の徹底を図る必要がある。
- ●内水による市街地等の浸水リスクを検証した上で、必要に応じてハザードマップの作成 等を検討する必要がある。

分野別計画 滝川市地域防災計画

脆弱性評価

1-3-2 河川改修等の治水対策

- (1) 河川改修等の治水対策
 - ・石狩川など1級河川の河川改修事業の推進【国】
 - ・江部乙川の河川改修事業の推進【国・道】
 - ・ラウネ川・熊穴川・銀川の河川改修事業の推進【道】
 - ・市管理河川の計画的な改修事業の推進(深沢川・ポンクラ川等)
 - ・市管理河川の維持管理として計画的な河川浚渫、雑木処理、草刈などの実施や護岸破損 箇所の修繕による堤防からの越水の防止
 - ・ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水機場や雨水管渠などの 下水道施設の整備・維持を推進
 - ・道路冠水の頻出箇所の重点的なパトロール、浸水対策用資材の排水ポンプ、発電機など の常備化による迅速な対応
- ●気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理を行う必要がある。
- i●道路冠水箇所のパトロールや雨水管の整備などの雨水対策を推進する必要がある。

1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成

- (1) 洪水・内水ハザードマップの作成
 - ・国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの 情報を更新するとともに、市民への周知の徹底やハザードマップに基づく防災訓練等 を実施する。
 - ・浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえた対応を検討する。

推進事業

■防災対策事業(洪水・内水被害に対する対応)

施策プログラム

1-3-2 河川改修等の治水対策

- (1)河川改修等の治水対策
 - ・気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進 する。
 - ・内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管や浸透施設等の整備など計画的な雨水 対策を推進する。
 - ・道路パトロールによる警戒体制の維持と土木事業者との連携による雨水対策を推進する。

■石狩川水系・江部乙川治水対策事業(国・道管理河川の治水対策)

【国・道】

- ■ラウネ川総合流域防災事業(道管理河川の治水対策)【道】
- ■河川整備事業【道·市】

推進事業

- ■道路維持事業(道路冠水への対応) 【国・道・市】
- ■河川管理事業(適切な河川管理)【国・道・市】
- ■河川維持事業(河川改修と河川環境の維持)
- ■下水道事業(浸水対策:雨水幹線などの増強管整備及び更新、適切な維持 管理)

1-3-3 ため池の防災対策

- (1) ため池の防災対策
 - ・防災重点ため池: 4箇所
 - ・防災重点ため池のハザードマップ作成率:100%
 - ・防災重点ため池のハザードマップの周知

- 1 人命の保護
- 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

- (1) 暴風雪時における道路管理体制の強化
 - ・除排雪対策本部及び除排雪委託業者によるパトロールの実施
 - ・交通障害の発生が予想される気象状況下での市ホームページ、ラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) などによる注意喚起の実施
 - ・幹線道路における交通規制の実施
 - ・除排雪委託業者と協力した除雪体制の整備による通行止めの解除
- !●除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組む必要がある。
- i ●除排雪対策本部における市の全庁的体制の継続と、事業者を含めた道路管理体制を維持 i する必要がある。_____

1-3-3 ため池の防災対策

- (1) ため池の防災対策
 - ・引き続き、必要に応じてため池のハザードマップ周知を行う。

施策プログラム

1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

- (1) 暴風雪時における道路管理体制の強化
 - ・暴風雪時の車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下 において、多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。
 - ・除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供を推進する。
 - ・除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、事業者を含めた機動的 な道路管理体制を確保する。

推進事業 ■除排雪事業 (暴風雪時の道路管理体制)

1-4-2 除排雪体制の確保

- (1)除排雪体制の確保
 - ·除排雪機械を 30 台保有(2025 年 3 月現在)
 - ・本格的な降雪前における広報・ラジオ等での市民への雪処理マナーの啓発
 - ・除雪機械格納庫は1972年築で建設後50年以上が経過しており、老朽化が著しい。
- (2) 高齢者世帯等に対する支援
 - ・単身の高齢者世帯、高齢者夫婦世帯若しくは重度身体障碍者世帯又はこれらに準ずる世帯に属する要援護者で、その自宅から半径300mの範囲内に子が居住していないものに対する門口除雪の実施
 - ・当該要援護者の屋根の雪下ろしの実施
- ・●除排雪機械の適切な更新と、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する必要がある。
- ●除排雪機械の適切な管理のため、除雪機械格納庫の計画的な整備をする必要がある。
- ┆●除雪を受託できる民間事業者の確保が必要である。
- ┆●社会福祉協議会が実施するボランティア除雪と連携した取り組みが必要である。

分野別計画 │除雪機械更新計画【2020 年~2030 年】

1-4-2 除排雪体制の確保

(1)除排雪体制の確保

- ・除排雪機械の計画的な整備、更新を推進するとともに、委託業務での固定費補償となる積算により少雪時の業者不利益を軽減し、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する。
- ・除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、地域における自主的な 除排雪活動に対する支援を実施する。
- ・除排雪機械格納庫の計画的な更新を行う。
- ・効率的な除排雪体制を確保するため、計画的な除雪機械の更新に加え、除雪機械 30 台の保有台数を確保する。

(2) 高齢者世帯等に対する支援

・除排雪の労力等の確保が困難な高齢者等に対して、地域との連携による見守りや除排 雪支援を行うとともに、門口除雪や屋根の雪下ろしにかかる経済的負担の軽減を図る。

_			
	■除排雪事業(事業者における除排雪体制の確保、地域との連携の強化)		
	■市道排雪モデル事業(地域住民組織で自主的に排雪事業を行う団体に補助		
	金交付)		
推進事業	┃■市道排雪事業(地域と協力した排雪作業による道路交通網の確保)		
	■小型除雪機械貸与事業(地域と協力した除雪作業による道路交通網の		
	保)		
	■滝川市生きがいと健康づくり推進事業(福祉除雪ヘルパーサービス事業)		

指標	指標名	現状値	目標値	方向性
1日1宗	除排雪機械保有台数	30 台	30 台	\rightarrow

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

脆弱性評価

2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の整備

- (1) 実践的な防災訓練等の実施
 - ・市や防災会議等による各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制の強化
 - ・北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区(石狩、後志、空知)参集訓練の実施
 - ・石狩川流域における渡河訓練の実施【陸上自衛隊】
- (2)消防職員の育成
 - ・救急救命士の各種研修及び実習による救急教育の推進
- (3) 応急手当、救命処置等の普及啓発
 - ・事業所や学校等における救命講習の実施 救急講習受講者数:879人(2023年12月現在)
- ■効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高める必要がある。
- ●救助・救急体制を維持するため、計画的に人材を育成する必要がある。

分野別計画 | 滝川市地域防災計画

2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充

- (1) 自衛隊体制の維持・拡充
 - ・陸上自衛隊滝川駐屯地(第10即応機動連隊等)における災害対応
 - 災害関連の主要装備

人員輸送装備、施設作業装備、人員救護用装備、人命救助装備

- 災害時等における連携等に関する協定に基づく取り組み
 - 地図に対する UTM 座標(位置を住所や緯度・経度ではなく 6 桁の数字を用いて判別)の付記による被災位置情報等の共有
- 災害派遣時における民間建設資機材の貸与

被災時における民間操縦手の不足への対応

- ・陸上自衛隊の体制が縮小した場合における災害発生時の対応の遅れによる被害拡大の 懸念
- !●自衛隊体制の維持・拡充に向けた関係機関等との連携が必要である。

分野別計画 | 滝川市地域防災計画

2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の整備

- (1) 実践的な防災訓練等の実施
 - ・「滝川市地域防災計画(防災訓練計画)」に基づく市及び防災会議が実施する訓練の 実施により、関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。
 - ・北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区(石狩、後志、空知)の応援・受援訓 練の実施により、関係機関相互の連携体制を整備する。
 - ・各関係機関における訓練や関係機関相互の連携体制の強化を図るために行う指揮所訓練(各種災害を想定したシミュレーション訓練)の実施により、災害対応能力の向上を図る。
- (2) 消防職員の育成
 - ・消防職員の災害対応力向上のため、各種研修等による計画的な人材育成を推進する。
- (3) 応急手当、救命処置等の普及啓発
 - · AED(自動体外式除細動器)の操作方法など、市民向けの救急講習による救命処置等の 普及啓発を推進する。

■防災対策事業(実践的な防災訓練等の実施)

推進事業

- ■消防事務事業(消防職員の育成)
- ■消防事務事業(救命処置等の普及啓発)

2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充

- (1) 自衛隊体制の維持・拡充
 - ・災害時において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊について、 北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取り組みを推進する。
 - ・自衛隊員が退官後においても地域に定住することにより、地域における災害の専門家 や防災リーダーとして活躍することが期待されることから、陸上自衛隊滝川駐屯地(第10即応機動連隊等)の体制の維持・拡充に向けた取り組みを推進する。

推進事業

- ■庶務事業(自衛官募集の協力、北海道自衛隊退職者雇用協議会中空知支部への協力等)
- ■企画推進事業(自衛隊体制の維持・拡充に関する要望等)

2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- (1) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
 - ・消防車両等の配備状況(2023年12月現在)

区分	数量
タンク車	8台
ポンプ車	4 台
救急車	3 台
はしご車	1台
救助工作車	0 台
その他	8台

- ・油圧救助器具、エンジンカッター、チェーンソー、熱画像直視装置などの救助資器材 の整備
- 市街地を流れる北海かんがい溝の水源活用による市街地域における消防力の維持
- (2) AED の設置促進と設置場所の周知
 - · AED 設置事業所への登録依頼と登録施設の市ホームページによる周知
 - ・「全国 AED マップ(日本救急医療財団)」への登録の推進(スマートフォンでのマップ利用)
- ●AED(自動体外式除細動器)の導入の促進と計画的な更新を進めるとともに、設置場所を 市民等に周知する必要がある。

分野別計画 滝川市地域防災計画

2-1-4 消防団活動の促進

- (1)消防団の活動体制の強化
 - ·消防団員:96人 充足率:76.0%(2024年12月現在)
- !●地域における防災体制を強化するため、消防団員の確保と実践的な訓練が必要である。 !

2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- (1) 救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備
 - ・消防力を維持するため、消防車両の計画的な整備を推進する。
 - ・多言語通訳システム、Net119 緊急通報システム導入済み Net119 緊急通報システム ~ 聴覚・言語機能に障がいのある方が円滑に 119 番通報 を行えるシステム
 - ・市街地を流れる北海かんがい溝の水源活用と合わせた消火栓・防火水槽の整備により、 消防力の向上を図る。
- (2) AED の設置促進と設置場所の周知
 - ·公共施設や民間企業等への AED の導入の促進と計画的な更新を推進する。
 - ・市民等への設置場所の周知や、全国 AED マップへの登録の推進による利便性と救命率の向上を図る。

i.	,,	14	-	М
ľ	Œ	進	ዱ	¥
J	ᇤ	ᄣ	7	ᅏ

- ■消防車両整備事業(消防車両の計画的な整備)
- ■消防資機材整備事業(情報通信基盤や資機材の計画的な整備)
- ■防災対策事業(AED 設置登録の推進)
- ■AED 設置施設登録制度推進事業 (AED の設置促進と普及啓発)

2-1-4 消防団活動の促進

- (1)消防団の活動体制の強化
 - ・消防団への加入促進と実践的訓練に取り組むとともに、装備品の計画的な整備を推進 する。

推進事業	■消防団事業(消防団員の確保)			
七抽	指標名	現状値	目標値	方向性
指標	消防団員充足率	76. 0%	100%	7

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保
- 2-2 被災地における保健·医療·福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

2-2-1 被災時の医療支援体制の強化

- (1)被災時の医療支援体制の強化
 - ・医師・看護師が恒常的に不足しており、災害時には入院患者や外来患者の安全確保について優先に動かざるを得ず、市としての救急医療体制について、院内で構築していくことが現状では困難である。
- ●市立病院の診療体制や機能を維持しながら、なおかつ必要に応じた応急救護所への人的 支援や診療体制の確保及び医療機器や医薬品の調達を図る必要がある。

分野別計画

大規模災害マニュアル

滝川市地域防災計画

滝川市立病院消防計画(含む避難確保計画)

2-2-2 災害時における福祉的支援

- (1)避難行動要支援者対策
 - ・「滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアル」の策定(2019年度)
 - ・避難行動要支援者名簿の整理
- 」●避難行動要支援者名簿の見直しや個別避難計画の作成·更新を推進し、誰ひとり逃げ遅れ」 ることのない避難支援体制を整備する必要がある。

分野別計画

滝川市地域防災計画

滝川市避難行動要支援者の避難支援マニュアル

2-2-1 被災時の医療支援体制の強化

- (1)被災時の医療支援体制の強化
 - ・被災時における迅速かつ円滑な救急医療活動を実施するため、北海道や滝川市医師会と の連携を強化し、災害時における円滑な医療支援体制を構築する。

推進事業

■防災対策事業(医療救護計画に基づく関係団体との協議、物品の調達及び 準備、施設の整備点検・確認ほか)

2-2-2 災害時における福祉的支援

- (1)避難行動要支援者対策
 - ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者への名簿提供、実行性のある個別避難計 画の作成・更新を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、 地域並びに市内民間事業者等との連携による支援体制を整備する。

推進事業 ■防災対策事業(地域との連携による支援体制の整備)

2-2-3 防疫対策

- (1) 防疫対策
 - ・定期予防接種の実施

麻疹風しんワクチン(MR ワクチン)接種率

令和5年度 第1期 102.4%、第2期91.0%

令和4年度 第1期 94.2%、第2期93.1%

令和3年度 第1期 99.5%、第2期94.7%

四種混合ワクチン(破傷風、ジフテリア、百日咳、ポリオ)接種率

令和5年度 114.0%

令和 4 年度 97.7%

令和3年度 92.7%

- ●国の目標接種率 95%以上としている麻疹・風しんワクチン(MR ワクチン)や、地震や水害による土砂災害後に感染者の発生がみられる破傷風を含む四種混合ワクチン(令和 6 年度以降は五種混合ワクチン)については、年度により接種率にばらつきがあり、安定した接種率を確保する必要がある。
- ●災害時における感染症の発生、まん延を防止するためには、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営が必要であり、また、一人一人が基本的な予防対策を講じられるよう、平時より感染症予防対策の周知、啓発を行う必要がある。

2-2-3 防疫対策

(1) 防疫対策

- ・災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、定期予防接種の実施及び未 接種者勧奨により、接種率の維持、向上に努める。
- ・被災地域及び避難所における感染症や食中毒の発生、拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向等の情報収集、周知啓発等、平時から感染症予防対策を行う。

推進事業	■疾病予防推進事業(感染症の発生・まん延防止)			
	指標名	現状値	目標値	方向性
指標	麻疹風しんワクチン(MR ワクチン)の接 種率向上	第 1 期 102. 4% 第 2 期 91. 0%	95%以上 を保持	↑
	五種混合ワクチン(破傷風、ジフテリア、 百日咳、ポリオ、ヒブ感染症)の接種率向 上	四種混合 ワクチン 114.0%	95%以上 を保持	†

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保
- 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備

- (1)物資供給等に係る連携体制の整備
 - ・北海道及び道内市町(中空知5市5町協定)、民間企業・団体等との防災に関する各種協定の締結
 - 災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定
 - 災害時における応急物資の供給の協力に関する協定
 - 災害時における飲料等の供給に関する協定
 - 災害時における緊急輸送等に関する協定
 - 災害時における燃料の供給等に関する協定
 - 中空知5市5町防災に関する協定など

芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、 新十津川町、雨竜町

- (2) 民間事業者との協力体制の強化
 - ・民間事業者との協定に基づく協力体制は一定の備えとなるが、事業者の事情による協力困難や、想定を超える災害時の資源不足など、実効性の確保が課題となる。
- · ●各種協定に基づく連携、連絡体制を整備する必要がある。
- ・●引き続き、各種協定の締結による災害時の応援体制を確保する必要がある。

分野別計画 │ 滝川市地域防災計画

2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備

- (1)物資供給等に係る連携体制の整備
 - ・物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ 円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防 災に関する各種協定について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係 を構築する。
- (2) 民間事業者との協力体制の強化
 - ・被災する可能性が低い遠方自治体とも災害時相互応援協定を締結し、相互に支援・協力できる体制づくりを進める。

推進事業

- ■防災対策事業(物資供給等に係る連携体制の整備)
- ■防災対策事業(遠方の自治体との災害時応援協定)

2-3-2 非常用物資の備蓄推進

- (1) 非常用物資の備蓄推進
 - ・非常用物資の計画的な備蓄

品 名	数量
非常食(アルファ化米)	2, 174 食
非常食(クラッカー)	1,000食
非常食(シチュー)	890 食
非常食(パン)	235 食

品 名	数量
簡易トイレ	70 セット
幼児用紙おむつ	427 枚
大人用おむつ	148 枚
飲料水 (500ml)	2, 751 本

※これらの他に生活物資を備蓄

・給水体制の状況

滝川市

品名	数量
給水タンク(10L)	20 個
給水タンク(20L)	5個

中空知広域水道企業団

品名	数量
給水タンク(1m³ ポリエチレン製)	2 台
給水タンク(1m³ステンレス製)	2 台
給水タンク(300L ポリエチレン製)	6台
緊急用飲料ポリ袋	4,000袋

- ●各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- ●避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。
- ●衛生用品について、避難所等で必要な備蓄量について検討が必要である。

2-3-2 非常用物資の備蓄推進

(1) 非常用物資の備蓄推進

- ・各家庭における「自助」の取り組みである3日間分の食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄に関する市民への意識啓発を推進する。
- ・非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
- ・断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。

推進事業	■防災対策事業(家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄)
推進 事未	■応急給水対策事業(応急給水体制の整備)

指標	指標名	現状値	目標値	方向性
	アルファ化米	2, 174 食	2, 520 食	7
	飲料水	2, 751 本	2, 520 本	\rightarrow
	生理用ナプキン	221 枚		
	乳幼児紙おむつ	427 枚	_	_
	大人用おむつ	148 枚	_	_

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保
- 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

2-4-1 避難場所等の指定・整備

- (1) 避難場所及び避難所の指定・整備
 - ・「滝川市地域防災計画」に基づき緊急避難場所や避難所を指定 指定避難場所:29 箇所
 - ・2021 年配布のハザードマップや市のホームページでの周知
 - ・災害時の避難場所として活用する公園について、地域の実情に応じた施設整備を実施
 - ・「滝川市公園施設長寿命化計画」に基づく公園施設の適切な維持管理と「滝川市緑の基本計画」による都市公園の機能見直し、再編の実施
- (2) 福祉避難所の指定等
 - ・「滝川市地域防災計画」に基づき福祉避難所を指定 福祉避難所:5箇所
- ●公共施設の再編や浸水想定区域の変更など、状況の変化に対応した避難所等の見直しや 整備を行う必要がある。
- ●出前講座などを通じて、避難所や避難行動の周知を徹底する必要がある。
- ●避難所運営訓練の実施や地域との連携など、避難所の運営体制を見直す必要がある。
- ●災害時の避難場所として活用する公園について、計画的な施設整備が必要である。
- ●現況の公園整備状況と地域の特性を重ね合わせて、公園機能の見直し、公園集約による 再編が必要である。

│ 滝川市地域防災計画 │ 滝川末公園旅歌見ま会化計画 【2021』

分野別計画 滝川市公園施設長寿命化計画【2021 年度~2030 年度】 滝川市緑の基本計画【2019 年度~ 概ね 20 年間】

2-4-1 避難場所等の指定・整備

- (1)避難場所及び避難所の指定・整備
 - ・市民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定や整備を 推進する。
 - ・避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
 - ・避難所運営に関する訓練を実施するとともに、地域との連携を含めた避難所の運営体制の見直しを進める。
 - ·浸水が想定される指定避難所から避難者を移送する場合の移動手段の確保など、避難者を安全に避難させる体制を整備する。
 - ・老朽化した遊具の改修を行うほか、出入口や園路の段差解消、施設のバリアフリー化を 実施する。
 - ·「滝川市公園施設長寿命化計画」及び「滝川市緑の基本計画」における基本的な方針を 踏まえて施設の更新、修繕、再編を推進する。

(2) 福祉避難所の指定等

- ・避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努める。
- ・福祉避難所における避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの体制を整備する。

	推進事業	■防災対策事業(避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など)■公園再整備事業■公園維持事業(公園の長寿命化)■防災対策事業(福祉避難所の確保及び受入方法等の整備)
--	------	--

指標	指標名	現状値	目標値	方向性
7日1示	福祉避難所の指定数	5 箇所	_	_

2-4-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- (1) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
 - ・毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄 防寒対策用資機材の備蓄状況

品名	数量
ポータブル石油ストーブ	75 台
毛布	2, 141 枚
ブランケット	1, 080 枚
寝袋	1, 104 枚

_____ ●避難所における冬季防寒対策を推進する必要がある。

分野別計画 滝川市備蓄計画

2-4-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- (1) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
 - ・毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄など、避難所等における冬季防寒対策を推 進する。
 - ・厳寒期における災害の発生を想定し、災害時においても地域の拠点となる避難所等に 電力と燃料を供給できる体制を整備する。

推進事業	■防災対策事業(冬季における避難所の防寒対策)			
+b.+m	指標名	現状値	目標値	方向性
指標	毛布	2, 141 枚	4, 200 枚	7

3 行政機能の確保

- 3 行政機能の確保
- 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下よる治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

- (1) 災害対策本部訓練の実施
 - ・災害対策本部の設置時における事後検証の実施
- ●災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取り組みを推進する 必要がある。
- ●災害時における避難所運営など、職員の動員体制を検証する必要がある。
- ●被災者の生活再建に向けた罹災証明や被災者台帳の作成、仮設住宅の建設などの事務手続き等の手順を確立する必要がある。
- ●災害時に稼働が必要となる市庁舎設備機器の老朽化の改善に向けた取り組みが必要である。
- ●大規模水害時に庁舎機能を浸水想定地域以外に移転する必要がある。

分野別計画 │ 滝川市地域防災計画

3-1-2 行政の業務継続体制の整備

- (1) 行政の業務継続体制の整備
 - ・「滝川市業務継続計画(BCP)」の策定(2019年度)
- 「竜川市業務継続計画(BCP)」に即した行動手順の点検や、訓練の実施と検証が必要で「ある。
- ▶●災害時における業務継続体制の確立が必要である。(防災拠点のライフラインの確保)

分野別計画 滝川市地域防災計画 滝川市業務継続計画(BCP)

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

- (1) 災害対策本部訓練の実施
 - ・災害時に設置する災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の 強化を図る。
 - ・現行の地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。
 - ・関係機関との連携による義援金等の配分手続きや、罹災証明、被災者台帳の作成など の事務手続き等の手順の確立と訓練の実施により、災害時における円滑な事務体制を 整備するなど、被災者の生活再建に対する支援に向けた取り組みを推進する。
 - ・学校の早期再開など、復旧・復興に向けた避難所等からの移転を迅速かつ円滑に進めるため、応急仮設住宅の建設場所と棟数などの事前想定や、住宅の被害認定調査の迅速化に向けた手続き等の手順を確立する。
- (2)総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実
 - ・総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎の整備に向けた取り組みを推進する。

推進事業 ■防災対策事業(本部訓練の実施・検証、被災者の生活再建)

3-1-2 行政の業務継続体制の整備

- (1) 行政の業務継続体制の整備
 - ・災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、「滝川市業務継続計画(BCP)」に即した行動手順の点検や訓練の実施、検証により、計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
 - ・総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎における災害時の業務継続体制を確保するため、電気や水など、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。

推進事業

- ■防災対策事業(BCP訓練の実施・検証による見直し)
- ■ライフラインバックアップ事業(災害時における業務継続体制の確保)

3-1-3 広域応援・受援体制の整備

- (1) 広域応援体制・受援体制の整備
 - ・広域応援に関する自治体間相互の協定の締結 北海道広域消防相互応援協定、災害時における燃料の供給等に関する協定
 - ・緊急消防援助隊の登録 3 隊 11 名 (2024 年 12 月現在) 消防隊 1 隊 5 名 救急隊 2 隊 6 名
- !●協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

3-1-3 広域応援・受援体制の整備

- (1) 広域応援・受援体制の整備
 - ・2021 年 滝川市受援計画、滝川地区広域消防事務組合受援計画整備済み。
 - ・緊急消防援助隊登録車両の計画的な整備・更新を図る。

■防災対策事業(受援体制の整備)

推進事業

■消防事務事業(受援計画の策定)

■消防事務事業(援助隊登録車両の更新)

4 経済活動の機能維持

- 4 経済活動の機能維持
- 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による 企業活動等の停滞

脆弱性評価

4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の推進

- (1) リスク分散を重視した企業立地等の推進
 - ・冷涼な気候や首都圏との同時災害リスクが少ないといった地理的優位性を活かし、本 州に拠点がある企業を主なターゲットとして誘致活動を推進してきた。
- ●首都圏等との同時被災リスクの低さを活かすとともに、北海道内においても交通利便性 (流通環境)が高く、インフラが整備された地域環境であることを強味に企業誘致活動 を推進する必要がある。

4-1-2 企業の業務継続体制の強化

- (1)企業の業務継続体制の強化
 - ・関係機関と連携した企業の業務継続計画(BCP)策定に関するセミナー実施や情報提供 滝川商工会議所青年部主催により、BCPをテーマとしたセミナー開催(2018年度)
- !●関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

4-1-3 被災企業等への金融支援

- (1)被災企業等への金融支援
 - ・被災した中小企業に対する金融支援制度

北海道:北海道中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付、防災・減災貸付)

滝川市:滝川市中小企業融資制度

!●被災企業が支援制度を円滑に活用できるよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の推進

- (1) リスク分散を重視した企業立地等の推進
 - ・災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化のため、本市における自然災害リスクの低さや高度情報基盤などの特性を活かした新産業の創出や企業誘致を推進する。
 - ・災害時における食料の安定供給に資することを目的に、異業種の農業分野への進出を 推進する。

4-1-2 企業の業務継続体制の強化

- (1)企業の業務継続体制の強化
 - ・企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画(BCP)の 普及啓発を行うとともに、災害時においても電力の供給が継続できる体制の整備を促進 する。

4-1-3 被災企業等への金融支援

- (1)被災企業等への金融支援
 - ・災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取り組みを推進する。

- 4 経済活動の機能維持
- 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

4-2-1 流通拠点の機能強化

- (1)流通拠点の機能強化
 - ・札幌市と旭川市を結ぶ道央圏における重要な物流拠点、道央と道東との物流結束点と しての地理的優位性を活かした企業誘致の展開
- !●重要な物流拠点としての地理的優位性を活かした企業誘致の展開が必要である。
- ・●災害時において円滑な物資輸送を図る体制を構築するなど、機能の強化が必要がある。

4-2-1 流通拠点の機能強化

- (1)流通拠点の機能強化
 - ・道央圏における重要な物流拠点としての地理的優位性を活かした企業誘致を推進し、 物流拠点としての機能の強化を図る。
 - ・広域的な物流を支える鉄道の維持により、災害時における円滑な物資輸送体制を確保 する。

- 4 経済活動の機能維持
- 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

4-3-1 食料生産基盤の整備

- (1)農業の担い手育成・確保
 - ・滝川農業塾による研修の実施など、農業後継者の育成に関する取り組み
 - ・新・農業人フェア参加による新規就農者の確保や関係機関による支援を通じた新規就 農者育成に関する取り組み
- (2) スマート農業推進
 - ・「滝川市スマート農業推進計画(策定主体:滝川市 ICT 農業利活用協議会)」の策定
 - ・RTK 基地局を活用した土地利用型農業の省力化・軽労化の取り組み取り組み者数:52 件(2025 年 2 月現在)
- ●農家戸数減少に伴う地域農業の衰退や耕作放棄地の発生を防ぐため、多様な担い手の育成・確保が必要である。
- ●経営耕地面積の拡大に対応した省力化·軽労化·低コスト化生産のさらなる推進が必要で ある。_____

分野別計画

滝川市スマート農業推進計画(策定主体:滝川市 ICT 農業利活用協議会) 【2023 年度~2027 年度】

4-3-2 食料品の販路拡大

- (1)食料品の販路拡大
 - ・関係機関・団体との協力による安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大の取り 組みを推進している。
- ●災害時における食料の安定的な供給を行うため、収量増に向けた取り組みや農産物の付加 価値向上、さらには販路拡大の推進により、農産物の生産量を確保することが重要であ る。

4-3-1 食料生産基盤の整備

- (1)農業の担い手育成・確保
 - ・地域おこし協力隊制度を活用した第三者経営継承を推進するほか、農業後継者の育成 等を通じて、多様な担い手の確保を図る。

(2) スマート農業推進

・ICT 技術を活用した農作業のさらなる効率化を推進するとともに、地域が一丸となった 農業技術継承の仕組みを構築し、スマート農業の確立に向けた取り組みを推進する。

推進事業	■新規就農者育成確保対策 ■元気な農業づくり事業補助金 ■滝川農業塾【滝川市農業再生協議会】
------	--

指標	指標名	現状値	目標値	方向性
	GNSS ガイダンスシステム導入率	33. 7%	35. 0%	7
	自動操舵補助システム導入率	15. 5%	25. 0%	7
	直進アシスト田植機導入率	28. 9%	38. 0%	7
	農薬散布用ドローン導入率	10. 6%	20.0%	7
	自動給水栓導入率	6. 9%	10.0%	7

4-3-2 食料品の販路拡大

(1)食料品の販路拡大

- ・農業を軸とした様々な業種間における連携を図るなど、本市のもつ地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値化に向けた戦略的な取り組みを推進する。
- ・食のブランド化や高付加価値化に向けた取り組み等を通じ、農産物や加工食品の生産 性や品質の向上と地場農産物の販路拡大の取り組みを推進する。

4-3-3 生鮮食料品の流通体制の確保

- (1) 生鮮食料品の流通体制の確保
 - ・災害時における食料や生活物資の安定確保策として、北海道内大手コンビニエンスストアと「災害時における応急物資の供給の協力に関する協定」を締結した。
 - ・災害時における飲料水の安定確保策として、飲料水の製造・販売を行っている市内誘致 企業と「地域連携協定」を締結した。
- !●災害時における生鮮食料品の流通体制の確保が必要である。
- 4 経済活動の機能維持
- 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

脆弱性評価

4-4-1 森林の整備・保全

- (1)森林の整備・保全
 - ・造林、間伐等の森林整備
 - ・森林経営計画の推進
 - ・市有林の整備・保全
 - ・路網整備
- !●一般所有者との分収造林契約を行っている森林の適切な施業が必要である。
- ●森林整備に必要な路網の維持管理、整備が必要である。

4-3-3 生鮮食料品の流通体制の確保

- (1) 生鮮食料品の流通体制の確保
 - ・災害時に生鮮食料品の安定供給を確保するため、卸売市場と業者間の相互応援体制の 構築や関係機関等との情報共有を推進する。

施策プログラム

4-4-1 森林の整備・保全

- (1)森林の整備・保全
 - ・森林経営計画の推進
 - ・分収造林地の間伐
 - ・路網の維持管理や必要な路網の選定

推進事業

- ■森林推進保全整備事業
- ■豊かな森づくり推進事業

4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理

- (1) 農地・農業水利施設等の保全管理
 - ・国営幹線用水路の改修【国】

北空知地区は 2005 年度までに順次改修を行ってきたが、早期に改修した箇所は、既に改修後 30 年以上経過しており、老朽化による機能低下が原因の事故が発生している(土地改良施設突発事故復旧事業)

・支線用水路等の改修【道・改良区】

農地整備事業と一体的にパイプライン化を基本として用水路整備を進めている(2008 年~)

・揚水機場の維持管理

施設機能の老朽化等により維持管理コストが経年的に増加

・農業用用排水路の管理省力化

水管理システムの導入

クラウド型遠隔監視施設数:16 箇所(2025年2月現在)

- !●関係機関及び地域と連携を図った農業水利施設の適正な管理が必要である。
- ●将来的な農業従事者の減少を見据えた農業用用排水施設の管理体系実現が必要である。
- ╏●農業用用排水施設の計画的な整備更新が必要である。
- │●農業水利施設の管理省力化と防災・減災機能の強化が必要である。
- '●農業水利施設の監視機能の ICT 化が必要である。

4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理

- (1)農地・農業水利施設等の保全管理
 - ・基盤整備を契機とした優良農地の保全、維持向上を図るため土地改良事業の推進を図る。
 - ・農業水利施設を機能保全計画等に基づいた戦略的な整備更新の推進強化を図る。
 - ・農業水利施設の洪水防止機能等の多面的機能効果をより発揮させるため、関係機関及 び地域との連携強化を推進する。
 - ・近年の短時間強雨による災害発生に対応するため、農業排水施設の防災・減災対策の 強化を図る。
 - ・農業水利施設の管理省力化、監視機能強化に向けて、ICTを活用した広域水管理システムの構築により、クラウド型遠隔監視施設、自動水管理システムの導入推進を図る。

	■水利施設管理強化事業(農業水利施設の保全)
	■国営かんがい排水事業(国営幹線用水路の改修)
推進事業	■道営水利施設等保全高度化事業(揚水機場の新設改修)
	■道営農業競争力強化農地整備事業(農業水利施設の整備更新)
	■土地改良施設維持管理適正化事業(揚水機場等の適正管理)

	指標名	現状値	目標値	方向性
指標	水管理システム(クラウド型遠隔監視施 設数)	16 箇所	16 箇所	→
	ほ場水管理システム(自動給水栓設置ほ 場面積)	43ha	1, 000ha	7

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

- 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保
- 5-1 通信インフラの障害等による情報収集伝達の不備・途絶

脆弱性評価

5-1-1 関係機関の情報共有化

- (1) 災害時における情報連絡体制の確保
 - ・防災行政無線(移動系)や衛星携帯電話等の通信機器の整備 通信機器の保有状況

品名	数量
防災行政無線	66 台

- (2) 防災情報共有システムの運用
 - ・防災情報共有システムの導入

全国瞬時警報システム (J-ALERT)、Em-Net (緊急情報ネットワークシステム)

- 北海道総合行政情報ネットワーク、防災情報共有システム
- 北海道防災情報システム
- ●防災行政無線や衛星携帯電話等の適正な管理が必要である。
- · ■災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。
- ┣防災情報共有システムの有効活用が必要である。

分野別計画 滝川市地域防災計画

5-1-1 関係機関の情報共有化

- (1) 災害時における情報連絡体制の確保
 - ・災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線の計画的な更新や定期的 な動作確認など、適正な管理を推進する。
 - ・災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。
- (2) 防災情報共有システムの運用
 - ・防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有を推進する。

推進事業

- ■防災対策事業(情報の収集、伝達体制の整備)
- ■消防資機材整備事業(情報収集手段の強化)
- ■防災対策事業(防災情報の共有)

5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化

- (1) 地域コミュニティの活性化
 - · 町内会等加入率: 80%(2023 年現在)
- (2) 住民等への情報伝達体制の強化
 - ・避難指示等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」 の活用
 - ・災害時の迅速で適切な行動を示す「コミュニティ・タイムライン」の作成
 - ・各種情報伝達手段の活用 / 緊急告知 FM ラジオ、L アラート、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS: LINE、Facebook、X)、エリアメール、Yahoo!防災、エフエムなかそらちによるラジオ放送、広報車による情報伝達

分野別計画 滝川市地域防災計画

5-1-3 通信施設等の防災対策

- (1)通信施設等の防災対策
 - ・防災無線の予備通信所の確保
 - ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)の有線・無線によるルートの二重化
- 」●通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取り組みが必要で 」 ある。

分野別計画 滝川市地域防災計画

5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化

- (1) 地域コミュニティの活性化
 - ・災害時は、「自助」や行政による「公助」とともに、地域コミュニティにおける住民間の「共助」の取り組みが不可欠なことから、町内会の加入促進に向けた取り組みを 推進する。

(2) 住民等への情報伝達体制の強化

- ・災害時に安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などにも配慮した 情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や、わかりやすくタイムリー な情報の発信など、効果的な情報伝達体制を整備する。
- · 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や、利用できる媒体が限られる場合の情報伝達体制を整備する。
- ・市内在住の外国人対応として、実情に応じ、英語と中国語に加えて、ベトナム語、モンゴル語等の翻訳資料の整備を検討する。
- ・市内在住の外国人に対する避難所の位置や避難ルートの周知方法として、SNS や市ホームページの活用による多言語情報の発信体制を整備する。

	■町内会等活動促進事業(地域コミュニティの活性化)
	■在住外国人との多文化共生促進事業(地域に居住している外国人の把握
	と共生を促進)
推進事業	■防災対策事業/緊急告知 FM 放送整備事業(防災情報の伝達体制の強化)
	■広報活動事業(平時における情報発信の多様化)
	■多言語情報発信事業(英語等で情報発信する「Takikawa City Tourism」
	(フェイスブック)外国人登録の促進)

指標	指標名	現状値	目標値	方向性
	町内会等加入率	80%	_	7

5-1-3 通信施設等の防災対策

- (1)通信施設等の防災対策
 - ・通信インフラの計画的な更新や二重化により通信環境を確保し、行政情報の保全に関する取り組みを推進する。

推進事業 ■高度情報通信基盤整備事業(通信環境の確保)

5-1-4 観光客に対する情報伝達体制の強化

- (1) 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化
- ・無料公衆無線 LAN の整備 たきかわ観光国際スクエア、JR 滝川駅、まちづくりセンターみんくる、 総合交流ターミナル道の駅たきかわ、ホテル三浦華園、ホテルスエヒロ等
- ・英語、中国語、モンゴル語、ベトナム語での情報発信が可能
- 「●観光客に対する避難誘導や外国人に向けて多言語での情報発信などの対応が必要である。」
- ●ホテルなどの旅行業との連携対応が必要である。

5-1-5 災害時における高齢者等の情報収集・伝達支援策

- (1)災害時の高齢者等の情報支援と避難対策
 - ・高齢者等はデジタル機器の利用率が低く、迅速な情報収集が困難になりやすい。
- !●高齢者等が迅速に情報を収集できる手段を確保することが求められる。

分野別計画 │ 滝川市地域防災計画

5-1-6 地域防災活動、防災教育の推進

- (1)地域防災活動の推進
 - ・滝川市防災サポーター 加入数:66人(2024年12月現在)
- (2) 防災教育の推進
 - ・関係機関との危険箇所(通学路を含む)の情報交換や保護者、児童生徒に対する注意 喚起
 - ・避難訓練の実施
- ●防災に関する知識や技術を有する「滝川市防災サポーター」等を養成・活用し、地域に おける防災力の向上を図る必要がある。
- ●北海道教育委員会からの情報提供や各種調査を活用し、学校による定期的な避難訓練の 実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り 組む必要がある。

分野別計画 │ 滝川市地域防災計画

5-1-4 観光客に対する情報伝達体制の強化

- (1) 外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化
 - ・観光施設等における避難誘導サインの設置や無料公衆無線 LAN の整備、情報発信の多言 語化対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制を強化する。
- (2)旅行業との連絡体制の強化
 - ・ホテルに滞在中の観光客、ビジネス客等に対する情報伝達体制を強化する。

推進事業

■防災対策事業(災害情報の多言語化)

■通信環境整備事業(観光客向け無料公衆無線 LAN の整備及び配置場所の 周知)

5-1-5 災害時における高齢者等の情報収集・伝達支援策

- (1)災害時の高齢者等の情報支援と避難対策
 - ・防災無線や広報車を活用して音声による情報提供を強化し、情報が伝わりやすい環境 を整える。また、ラジオ等の活用を促進し、インターネットや携帯電話が使えない状 況でも必要な情報を得られるようにする。

推進事業 ■防災対策事業(高齢者等の迅速な情報収集支援事業)

5-1-6 地域防災活動、防災教育の推進

- (1)地域防災活動の推進
 - ・滝川市防災サポーターの拡充や、北海道地域防災マスター認定研修会への参加促進等 により、地域における自主的な防災活動を推進する。
- (2)防災教育の推進
 - ・北海道教育委員会等からの情報提供や各種調査を活用し、危険箇所の注意喚起による 事故等の未然防止や、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の 取り組みを推進する。

滝川第一小学校、滝川第二小学校、滝川第三小学校、西小学校、江部乙小学校、 東小学校、江陵中学校、明苑中学校、開西中学校、滝川西高等学校

	推進事業	■防災対策事業(地域における防災活動へ ■心がつながる学校活動支援事業(防災教			
指標	指標名	現状値	目標値	方向性	
	白主防災組織率	92 1%		\rightarrow	

- 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保
- 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大
 - ・第1次滝川市環境基本計画及び地域行動計画(2006年~2015年) 生ごみ、バイオガス、下水消化ガス、家畜ふん尿、農業残渣等のバイオマスエネル ギーや太陽光エネルギーの導入や活用
 - ・第2次滝川市環境基本計画及び地域行動計画(2016年~2025年) 再生可能エネルギー(生ごみやし尿や浄化槽汚泥等によるメタンガス発電、太陽光 発電)の活用の他、新たに風力発電や藻類バイオ燃料等の調査研究
 - ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及びエネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(2014年)
 - ・公共施設における太陽光発電(滝川市役所、北海道滝川高等学校、滝川第三小学校、札幌地方検察庁滝川支部、滝川ふれ愛の里)
 - ・地域産業の振興を目的とし、市の遊休地を大規模太陽光発電に有効活用

A 社・・・設置面積 3.9ha 発電量 1,750kW

B 社・・・設置面積 2.6ha 発電量 1,207kW

C 社···設置面積 3.7ha 発電量 2,250kW

D 社···設置面積 1.6ha 発電量 490kW

- ●非化石エネルギーのうち、エネルギー源として永続的に利用可能な太陽光をはじめとした様々な再生可能エネルギーとその賦存量を把握し、本市における再生可能エネルギーの活用について検討が必要である。_____

分野別計画

第2次滝川市環境基本計画及び地域行動計画【2016年~2025年】 滝川市地域防災計画

5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大
 - ・CO₂ 排出量の縮減を効率的に進めつつ、化石エネルギーへ過度に依存しない環境を目指し、公共施設等への更なる再生可能エネルギーの導入拡大について検証を行うとともに、家庭での太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入や利用に対する意識啓発による利用促進を図る。
 - ・国や北海道と連携し、民間事業者の起業を含めた再生可能エネルギーの活用が新たに 見出された場合、必要な情報を共有し、国等の支援事業(補助金)の活用検討や効果 的活用について官民協働で取り組む。

5-2-2 電力基盤等の整備

- (1) 電力基盤等の整備
 - ·新北本連系設備(既設北本連系 90 万 kW を 120 万 kW に強化)の整備【民間】
 - ・液化天然ガス(LNG)を燃料とした石狩湾新港発電所の整備【民間】
 - ・送電線の保守による停電事故の未然防止と迅速な復旧【民間】
- (2) 停電時におけるバックアップ体制の構築
 - ・庁舎等の防災拠点における非常用電源設備の導入状況 市庁舎:発電容量 350kVA、発電出力 280kW、連続運転 120 時間
 - ・発電機の整備(1台 発電容量 50kVA、発電出力 40kW)
 - ・災害時における機器の調達に関する協定の締結(発電機のレンタル)
 - ・災害時の機動力確保と電源対策のため、電気自動車 (PHV)を配備。
- (3)省エネ・ピークカットの推進
 - ・「滝川市地球温暖化対策実行計画」の策定(2010年度)
 - ·公共施設等における省エネルギー化の推進 、「COOL CHOICE 宣言(2016年4月)」
- !●北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策が必要である。
- ●市庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。
- ●停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。
- ●安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

分野別計画 │ 第3期滝川市地球温暖化対策実行計画【2020年~2030年】

5-2-2 電力基盤等の整備

- (1) 電力基盤等の整備
 - ・電気事業者による電力基盤等の整備と適正な運用により、電力の安定供給を図る。 【民間】
 - ・災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、公共施設における電気設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。
 - ・電力のエネルギー源について、再生可能エネルギー導入の検討を行う。
- (2) 停電時におけるバックアップ体制の構築
 - ・災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、市庁舎や指定避難所などの 防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進するほか、太陽光パネル等の設置に より電力確保を検討する。
 - ・地域における自主的な防災活動を支援するとともに、指定避難所の機能を補完するコミュニティセンター等の電源対策として、発電機等の配備を推進するほか、太陽光パネル等の設置により電力確保を検討する。
 - ・高齢者施設等の防災・減災対策をより推進する。
 - ・各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により、「自助」の取り組みを促進 する。
 - · 災害時における市民の情報入手手段を確保するため、携帯端末等の充電サービスを実施する。
- (3)省エネ・ピークカットの推進
 - ・電気事業者の供給負荷を低減するため、民間を含む省エネやピークカットの取り組み を推進する。

推進事業	■農村環境改善センター改修事業(防災拠点(江部乙支所)の電源対策)
	■防災対策事業(避難所の電源対策、平時の備えの意識啓発)
	■防災対策事業(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を活用した非
	常用自家発電設備整備)【道・市】
	■街路灯維持事業(町内会管理の街路灯の LED 化促進)
	■環境対策事業(公共施設等の省エネ対策、省エネ等の意識啓発)

七冊	指標名	現状値	目標値	方向性
指標	街路灯における LED 照明設置基数	5, 763 基	6,063基	1

5-2-3 多様なエネルギー資源の活用

- (1) 多様なエネルギー資源の活用
 - バイオマスエネルギーの利用

〈生ごみ〉 中空知衛生施設組合リサイクリーン

発電量約 631 千 kW

〈下水道汚泥〉 石狩川流域下水道組合

発電量約 576 千 kWh

〈可燃ごみ〉 中・北空知廃棄物処理広域連合

発電量約3,925 千 kWh (うち売電約2,285 千 kWh)

- (2) 再生可能エネルギーの活用
 - ・太陽光、風力ほか再生可能エネルギーの利用
- ●災害時において電力や熱の供給を維持するため、エネルギー構成の多様化を検討する必要がある。
- ●災害時における熱電源拠点の電源対策が必要である。
- ●廃棄物処理施設等の老朽化に伴い、改築更新においては多面的価値(災害時の電源供給など)を創出する廃棄物処理施設整備の検討が必要である。また、廃棄物処理施設の整備にあたっては循環型社会形成推進交付金等の活用を検討する必要がある。
- ●化石燃料に過度に依存しない、新たなエネルギー資源の発掘や賦存量を把握し、導入や 利用に向けた検討が必要である。

分野別計画 │一般廃棄物処理基本計画【2016 年~2031 年】

5-2-4 石油燃料等供給の確保

- (1) 石油燃料等供給の確保
 - ・「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結 災害時などにおける緊急車両等への石油類の優先給油

災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油類の優先提供

- ・国による「住民拠点 SS」の指定数:12 箇所(2023 年 8 月 31 日現在)
 - 住民拠点 SS:自家発電機を備えた災害時における地域住民の燃料供給拠点
- ・都市ガス供給設備等における防災の取り組み【民間】 LNG 基地の耐震設計、非常用発電設備等の設置、本管等の耐震性向上、移動式ガス 発生設備の導入など
- ·●災害時における石油燃料等の安定確保に関する取り組みが必要である。
- ・●災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

分野別計画 滝川市地域防災計画

5-2-3 多様なエネルギー資源の活用

- (1) 多様なエネルギー資源の活用
- (2) 再生可能エネルギーの活用
 - ・太陽光やバイオマス、風力などの再生可能エネルギーに加え、滝川市に賦存する再生可能エネルギーについて調査研究を進めるとともに、導入拡大の実現に向けた関連施策を模索する。また、導入拡大へ向けて、国の支援に対する情報収集や発信に努める。

5-2-4 石油燃料等供給の確保

- (1)石油燃料等供給の確保
 - ・災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な 確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。
 - ・災害時における燃料給油拠点を確保するため、国や北海道、民間事業者との連携により、燃料給油拠点への発電機の導入を促進する。
 - ·都市ガス供給設備等における防災対策を推進する。【民間】

推進事業 ■防災対策事業(住民拠点 SS、北海道地域サポート SS の指定の促進)

- **5** 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保
- 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

5-3-1 水道施設等の防災対策

- (1) 水道事業の危機管理体制の整備
 - ・災害・事故対策計画の整備(2024年度)【中空知広域水道企業団】
 - ・日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会 災害時相互応援に関する協定(2007年度)【中空知広域水道企業団】
 - ・中空知水道事業協同組合 災害時等における水道施設の応急復旧の協力に関する協定(2022年度)

【中空知広域水道企業団】

- ・民間機器リース会社(3社) 災害時における機器の調達に関する協定書(2024年度)【中空知広域水道企業団】
- (2) 水道施設等の耐震化、老朽化対策
 - ・管路更新計画(2018年度)、浄水場施設更新及び修繕計画(2018年度)に基づく事業の実施【中空知広域水道企業団】
 - ・水道施設耐震化計画(2019年度)に基づく事業の実施

【中空知広域水道企業団】

- ・上下水道耐震化計画(2024年度)に基づく事業の実施【中空知広域水道企業団】
- | ●災害・事故対策計画に沿った訓練の実施により、実行性の確保について検討する必要が | ある。
 - ●災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。
 - ●水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上と災害時においても水の供給を図る必要がある。
- ●水道急所施設及び重要施設までの管路等の耐震化

管路更新計画【2019年度~2028年度】

分野別計画

浄水場施設更新及び修繕計画【2019年度~2028年度】

水道施設耐震化計画【2020年度~2028年度】

上下水道耐震化計画【2025年度~2029年度】

5-3-1 水道施設等の防災対策

- (1) 水道事業の危機管理体制の整備
 - ・災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。【中空知広域水道企業団】
 - ・災害時等において、飲料水や生活用水を確保するため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図る。【中空知広域水道企業団】
- (2) 水道施設等の耐震化、老朽化対策
 - ・災害時においても安定的な給水を確保するため、浄水場及び配水池などの水道急所施 設、基幹管路や避難所等の重要施設までの管路等の耐震化を図る。

【中空知広域水道企業団】

・計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進する。

【中空知広域水道企業団】

推進事業

- ■配水管整備事業(配水管の更新)【中空知広域水道企業団】
- ■施設耐震化事業(浄水場・送水施設・配水池・管路等の耐震化)

【中空知広域水道企業団】

5-3-2 下水道施設等の防災対策

- (1) 下水道事業の危機管理体制の整備
 - ·「下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)」の策定(2015 年度)
- (2) 下水道施設の耐震化、老朽化対策
 - ・「滝川市下水道ストックマネジメント計画」の策定(2020年度)
 - ・「滝川市上下水道耐震化計画」の策定(2024年度)
 - ・汚水処理施設共同整備事業(MICS事業)の実施(し尿と浄化槽汚泥、下水の共同処理)
- (3) 合併処理浄化槽の設置促進

分野別計画

- ・「一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)」の策定(2016年度)
- ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置推進
- !●業務継続計画に沿った訓練の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。
- ●下水道施設の防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。
- ●排水機能の確保により、道路の交通機能を維持する必要がある。
- ●災害時における集合処理区域外の地域の生活排水の公共用水域への流出を防止する必要がある。

滝川市下水道事業業務継続計画【2015 年度~】 滝川市公共下水道ストックマネジメント計画【2025 年度~2029 年度】 滝川市上下水道耐震化計画【2025 年度~2029 年度】 一般廃棄物処理基本計画【2016 年度~2025 年度】 生活排水処理基本計画【2016 年度~2031 年度】

5-3-2 下水道施設等の防災対策

- (1)下水道事業の危機管理体制の整備
 - ・災害により下水道機能が低下した場合においても業務を継続し、被災した下水道機能 を早期に復旧させるため、業務継続計画の見直しと同計画に基づく訓練等の実施による 危機管理体制の強化を図る。
- (2) 下水道施設の耐震化、老朽化対策
 - ・災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の 防災対策を推進する。
 - ・老朽化が進む下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく調査を行う。 異常がある管路については、更新や改築を計画的に進めるとともに、適正な維持管理 に努める。
 - ・災害時における道路の交通機能を確保するため、道路の雨水対策と連携した浸水対策 を推進する。
- (3) 合併処理浄化槽の設置促進
 - ・下水道処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽を設置することにより、生活排水の適切な処理を推進する。

推進事業	■汚水処理施設共同整備事業(し尿と浄化槽汚泥、下水の共同処理) ■下水道事業(改築更新:施設の改築等) ■下水道事業(浸水対策:雨水幹線などの増強管整備) ■個別排水処理施設整備事業(合併処理浄化槽の設置に対する支援) ■合流式下水道緊急改善事業(完全分流化)
------	--

指標	指標名	現状値	目標値	方向性
	下水道重要管路の点検調査率	55%	100%	7
	雨水排水整備率	62. 3%		7

- 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保
- 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

5-4-1 交通ネットワークの整備

- (1)都市の骨格を形成する幹線道路の整備
 - ・「滝川市都市計画マスタープラン」及び「滝川市都市交通マスタープラン」において、 国道、道道のほか、主要な市道を、主要幹線街路(広域都市軸)、都市幹線街路(都市 骨格軸)、補助幹線街路として位置付け、整備を推進。

都市計画道路整備率: 78.9%(2024年3月末現在)

未整備の都市計画道路:大通(国道 12 号)、十二丁目通(道道江部乙赤平線)、

二丁目通、西泉通、三丁目通、東大通(国道38号)、

中央通、一丁目通、西一号通

●災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。

分野別計画 | 滝川市都市計画マスタープラン【2024 年度~2042 年度】 滝川市都市交通マスタープラン【2011 年度~2030 年度】

5-4-1 交通ネットワークの整備

- (1)都市の骨格を形成する幹線道路の整備
 - ・未整備の都市計画道路について、西二号通は 2019 年度に整備を完了し、引き続き「滝川市都市計画マスタープラン」及び「滝川市都市交通マスタープラン」に基づき、未整備区間の整備に向けた取り組みを推進する。

推進事業 ■街路事業(三丁目通の整備)

5-4-2 道路施設の防災対策等

- (1) 道路施設の防災対策
 - ・危険箇所の防災点検、道路の冠水対策、橋梁の長寿命化・耐震化対策等の取り組み 【国・道・市】
 - ・「滝川市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく着実な整備と適切な維持管理
 - ・積雪寒冷地特有の舗装損傷に対応した、路盤厚不足の解消及び凍上災害の予防・拡大 防止対策の取り組み
- (2) 地下埋設物の管理、空洞化対策
 - ・舗装路面下の空洞化対策(調査)
- (3) 街路樹の適切な整備、更新と維持管理
 - ・持続可能な街路樹の管理を目指し、「量的確保」から「適正配置と質の向上」を図る ことを基本として、管理本数の計画的な推進と老木化等により危険がある街路樹の計 画的な伐採及び適正な維持管理
- ●災害時における交通網の確保が必要である。
 - ●橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。
- ●道路の適正管理による道路環境の維持が必要である。
- ●路面陥没の早期発見と速やかな補修等の実施が必要である。
- ●災害時に倒木による道路の閉塞を防止する必要がある。

滝川市舗装個別施設計画【2019年度~2028年度】

分野別計画

滝川市橋梁長寿命化修繕計画【2020年度~2029年度】

滝川市街路樹適正化計画【2024年度~】

5-4-2 道路施設の防災対策等

(1) 道路施設の防災対策

- ・災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路に架かる橋梁の橋脚の補強や落橋の防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- ・橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う予防保全 的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架替え にかかるコストの縮減を図る。
- ・路盤厚不足や凍上対策が必要な路線については、防災・安全交付金や緊急自然災害防止対策事業債等を活用しながら、道路の凍上被害の予防・拡大防止対策を推進する。
- ・通学路の指定がされている路線や歩行者交通量が多く見込まれる路線については、歩 道等の整備を行い歩車道の分離を図る。

(2) 地下埋設物の管理、空洞化対策

- ・主要な道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、 安全で快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- ・道路パトロールの実施や市民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後 の速やかな補修等の体制を整備する。

(3) 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

・災害時における倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な管理本数達成を目 指した計画的な伐採と維持管理を推進する。

推進事業	■道路維持事業(道路環境の維持)【国・道・市】 ■道路新設改良事業(道路の新設・更新等) ・西4丁目通り線(完了) ・朝日町東 575 号線(着手) ・朝日町西 513 号線(完了) ・朝日町西 514 号線(完了) ・東町 338 号線(着手) ・東町 341 号線(着手) ・東町 366 号線(未着手) ・朝日町二の坂町東 603 号線(未着手) ・朝日町二の坂町東 604 号線(着手) ・東町 343 号線(未着手) ・緑町 330 号線(未着手) ・緑町 330 号線(未着手) ・東町 368 号線(未着手) ・東町 504 号線(未着手) ・東町 504 号線(未着手) ・黄金町西 541 号線(着手)

指標	指標名	現状値	目標値	方向性
	橋長 15m 以上の橋梁の修繕率	18%	39%	7

5-4-3 広域的な公共交通の維持

- (1) 広域的な公共交通の維持
 - ・本市は、中空知地域の交通拠点として機能しており、特に路線バスは滝川市内、周辺市町住民の通勤・通学・通院・買い物等の足として重要な役割を果たしている。また、 鉄路においても、北海道の中核都市や道東を結ぶ拠点となっており、生活利用はもとより、農産物の輸送や災害時の代替ルートとしての機能を有している。
- ●人口減少や自動車保有率の増加により、公共交通機関の利用者が減少しているが、大規模 自然災害時における被災者の交通手段の確保のためには地域公共交通は欠くことのでき ない重要な役割の一つであるため、公共交通ネットワークを構成するバス路線や鉄路の 維持を図る必要がある。

5-4-3 広域的な公共交通の維持

- (1) 広域的な公共交通の維持
 - ・平時より、利用状況等を踏まえた適切な公共交通体系の構築
 - ・市民生活での必要性を見定め地域特性を考慮した効率的な交通手段や路線の確保
 - ・公共交通機関の利用率向上
 - ・国、道、市、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた 検討、取り組みの推進

推進事業	■中空知地域公共交通計画の推進			
指標	指標名	現状値	目標値	方向性
	滝川市内バス路線数	7 路線	-	\rightarrow

迅速な復旧・復興等 6

- 6 迅速な復旧・復興等
- 6-1 地域合意の欠如、廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復 興の大幅な遅れ

脆弱性評価

6-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1)災害廃棄物の処理体制の整備
 - ・一般廃棄物最終分場の整備(1994年10月供用開始)
 - ・中空知衛生施設組合資源リサイクルプラザの整備(2003年4月供用開始)
 - ・国の災害廃棄物対策指針の改定(2018年3月) 地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生す る廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、発災直後からの応 急対策、復旧・復興対策を実施する際に参考となる事項をとりまとめた指針
 - ・ 滝川市地域防災計画 第 11 節「廃棄物の処理及び環境保全計画」 災害時におけるごみ収集処理及びし尿収集処理
 - ・「滝川市一般廃棄物処理基本計画」(2016 年) 家庭系及び事業系一般廃棄物の適正処理並びに、分別によるごみ排出抑制に関する 基本方針
- (2) 滝川市災害廃棄物処理計画
 - ・有事の際の廃棄物処理の基本となる災害廃棄物処理計画を策定予定(2025 年度中)
- ●滝川市地域防災計画における廃棄物の処理及び環境保全計画のうち廃棄物処理に関して は、機動性や実効性のある対応方針を定める必要性があり、地域防災計画と災害廃棄物 処理計画の連携・整合が今後も必要である。
- ●大規模自然災害時においては、通常の生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋等の 片付けごみ、仮設トイレ等のし尿などの処理を円滑に行う必要がある。
- ●感染性・腐敗性、し尿等の廃棄物を適正に処理する必要がある。
- ●圏域外での廃棄物処理を想定した協定の締結に向けた検討が今後も必要である。
- ●災害廃棄物の運搬・処理等に要する費用については、災害等廃棄物処理事業費補助金を活 用することが必要である。
- ●廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会形成推進交付金の活用が必要である。ま た廃棄物処理施設が被災した場合は、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の活用も必要 である。

滝川市一般廃棄物処理基本計画【2016年~2031年】 分野別計画 滝川市地域防災計画

6-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1)災害廃棄物発生量
 - ・水害・地震発生時の災害規模、被害想定を設定し発生する災害廃棄物量を推計する。
- (2) 災害廃棄物の処理体制の構築
 - ・水害・地震の災害発生を想定した災害廃棄物の処理計画と処理体制を構築する。 「滝川市災害廃棄物処理計画」の策定(2025年度中)
- (3) 廃棄物処理施設の老朽化
 - ・廃棄物処理施設の老朽化に伴う、改築更新においては大規模自然災害の発生を想定 した災害廃棄物の処理及び多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備の検討が必要 である。

推進事業 ■滝川市災害廃棄物処理計画の策定

6-1-2 地籍調査の実施

(1) 地籍調査の実施(土地境界等)

・地籍調査の進捗率 45% (調査対象面積 105.83km² のうち 47.81km² が完了)

地籍調査の実施時期:1964年~1966年 未実施地域:江部乙地区以外は全域が未実施

【参考】全国の地籍調査の進捗率53%(2024年3月現在)

6-1-2 地籍調査の実施

- (1) 地籍調査の実施(土地境界等)
 - ・国において、第7次「国土調査事業10か年計画」の策定に着手しており、その動向を 踏まえながら、今後の地籍調査の実施についての検討を行う。

- 6 迅速な復旧・復興等
- 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

- (1) 災害対応に不可欠な建設業との連携
 - ・滝川建設協会、滝川環境維持管理協同組合との連携による災害発生時における応急・ 復旧
 - ・スキルアップセンター空知の設置による技能者の養成と技術の向上
- ・建設機械リース会社との災害時における建設機器の調達に関する協定
- 「●復旧・復興の担い手となる建設業者における技能者養成と技術力向上、また人手不足と なっている建設業における若年層を中心とした次世代技術者の育成が必要である。
- 【●より迅速かつ強固な応急・復旧体制を構築するため、関係機関と各種応援協定を締結す 【 るなど、関係団体等との連携を強化する必要がある。

6-2-2 行政職員等の活用促進

- (1) 他団体技術職員による応援体制
 - ・広域応援に関する自治体間相互の協定の締結 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- (2) 災害時におけるボランティアの活用体制の整備
 - ・対策本部運営に必要な資機材の備蓄や研修・訓練等の実施【社会福祉協議会】
 - ・北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」の締結【社会福祉協議会】
 - ・ボランティアセンターが開催する各種ボランティア講座への支援
 - ・災害ボランティアコーディネーター講習の受講
- (3) 民間企業等との連携体制の整備
 - ・民間企業等の資機材の提供等に関する各種協定の締結
- ・●大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。
- ●災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティア現地対策本部におけるボランティアの活用体制を整備する必要がある。
- ●民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。

分野別計画 | 滝川市地域防災計画

6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

- (1) 災害対応に不可欠な建設業との連携
 - ・インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進める ため、建設業者の技術力向上の取り組みに対する支援を実施する。
 - ・建設業者との各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における市所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。

6-2-2 行政職員等の活用促進

- (1) 他団体技術職員による応援体制
 - ·災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取り組みを推進する。
- (2) 災害時におけるボランティアの活用体制の整備
 - ・災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を 果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議 会との連携によるボランティアの活用体制の整備を推進する。
 - ・災害ボランティア現地対策本部運営マニュアルに基づく本部立上げ訓練の実施と検証 により、マニュアルに基づく運営体制を確保する。 【社会福祉協議会】
 - ・災害ボランティア現地対策本部設置要綱の策定【社会福祉協議会】
 - ・災害ボランティア現地対策本部運営マニュアルの策定【社会福祉協議会】
- (3) 民間企業等との連携体制の整備

堆准重業

・大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、 資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

■防災対策事業(相互応援体制の確保と受援体制の構築)

11 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 /	■社会福祉協議会運営補助事業(災害時におけるボランティアの活用)			
指標	指標名	現状値	目標値	方向性
	ボランティア登録団体数【社会福祉協議会】※災害支援のためのボランティア団体ではない。	85 団体	_	_
	災害ボランティアコーディネーター講習 の受講	3名	_	7

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進方法

(1) 施策毎の推進管理

施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策毎の推進管理に必要な事項》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、滝川市強靭化のスパイラルアップを図っていく。

滝川市強靭化計画

令和2年(2020年)6月 策定

令和3年(2021年)4月 第1回改訂

令和4年(2022年)4月 第2回改訂

令和5年(2023年)4月 第3回改訂

令和5年(2023年)8月 第4回改訂

令和6年(2024年)4月 第5回改訂

令和6年(2024年)7月 第6回改訂

令和7年(2025年)4月 第7回改訂

令和7年(2025年)10月 第8回改訂

発行/滝川市 編集/滝川市総務部企画課

TEL: 0125-28-8004 FAX: 0125-23-5775

E-mail: kikaku@city.takikawa.lg.jp